

## 第1次桂内閣と立憲政友会(1)

那 須 宏

### はじめに

桂太郎は、明治34年(1901)6月に内閣を組織してから、39年1月西園寺公望に政権を譲るまで、4年7カ月にわたって政権を担当した。内閣制度創設以来、もっとも長命の内閣であった。

この間に、日本の資本主義は一応確立し、独占段階への移行過程にはいつていた。独占段階への移行にともない、極東の帝国主義的情勢に対応するための政府の対外政策と、資本の現実的要求とのあいだにあった間隙は、しだいに埋められていった。30年代前半の2度の反動恐慌の過程で、資本の集積と集中がすすむにつれて、資本の側でも対外膨脹への衝動を強めるようになり、政策面における資本と権力との接近が進行しはじめたのである。そして、日露戦争の遂行過程で、資本と権力との抱合・癒着関係が政治体制のなかに定着されていった。すなわち、資本家階級の利害を代表する政党が、国家の基本政策の立案・決定過程に参画するようになったのである。こうしてはじめて、天皇制権力は、現実には、資本主義の帝国主義の権力としての役割を、機能的に代行しうるようになるのである。

このことは、同時に、政党・議会が、天皇制の権力行使を実質的に制限しうる条件が生まれたことを意味していた。かかる条件の成熟によって、政党は、絶対主義機構の枠内でブルジョア的政策を実施したり、天皇制権力機構の「上からの改革」を推進していけるようになる。そして、政党は、官僚制と地方自治制を主要なチャネルとする世論調達・国民統合の補助的手段として、支配体制内に位置づけられるのである。

伊藤博文が政友会を組織したのは、政権獲得のためではなく、政府支持の政党をつくり国政運営を円滑ならしめるためであった。彼の考える模範的政党の組織原則は総裁独裁制であったが、伊藤は、政党指導の資質・能力をじゅうぶんにはもちあわせていなかった。それでも、彼が首相であるうちは、総裁専制の原則にさしたる破綻は生じなかった。政友会員は、伊藤の指導に不満であっても、政権維持のため彼に服従したからである。

桂内閣が成立して政友会が野党の立場になったとき、総裁専制はたちまち動揺しはじめた。桂は、野党総裁が元老であることに困惑を感じたが、またそれを利用することもできた。元老は、なによりも国家の進運をはかり、国政の順調な運営をたすけるべきであるから、桂から協力の要請があれば、それをむげに断るわけにはいかない。桂に支援の約束を与えれば、政友会をその方向に指導しなければならぬ。しかし、政友会は、政権獲得を究極の目的とする政党である以上、伊藤の意図いかににかかわらず、桂内閣の倒壊をはからなければならぬ。伊藤が政友会の倒閣運動を抑制しようとするれば、総裁専制にたいする反発が激しくなるのは当然である。問題の核心は、伊藤が元老であり総裁でありながら、首相でないところにある。首相でなくなれば、元老と総裁とは撞着をきたすのである。かくて伊藤は、政党指導の情熱を失うにいたり、政友会にとって厄介な荷物となった。桂としても、指導力のない元老＝総裁と交渉するのは、煩雑であり迷惑であった。結局、伊藤は、政権への未練を絶って政友会総裁を辞任し、枢密院議長に就任した。

桂と西園寺・原敬のあいだの直接交渉は、日露戦争中にはじまった。桂は、次期政権を予約することを代償として、政友会の全面的支持を獲得した。政友会としても、倒閣による政権奪取よりも、密約による政権譲渡のほうが安全かつ有利であった。密約による政権交替と政権維持は、大正政変まで8年間つづいた。いわゆる桂園時代である。皮肉なことに、この時代の政友会のほうが、伊藤の統率下にあるときよりも、はるかに「模範的」であった。

本稿の課題は、桂内閣と政友会がジグザグをたどりながらも相接近して、日本帝国主義の国内政治体制が形成される過程を明らかにすることにある。

## 1 第1次桂内閣の成立

明治34年5月2日、伊藤博文が内閣不統一の責を負って辞表を奉呈してから、辞表の処置をどうつけるかは、なかなか決まらなかった。伊藤には留任の気があったが、山県有朋・松方正義・西郷従道・井上馨の元老中、熱心に伊藤の再起を説くものなく、また互に相推諉し、誰ひとりこの難局を担当しようとするものもなかった。政友会幹部は、もちろん伊藤の留任を望んでいた。それがむずかしければ、西園寺内閣はさらに望ましかった。しかし、元老会議の結果、15日になって、井上に組閣の大命がくだった。井上は、桂太郎を陸相に、渋沢栄一を蔵相に擬し、この「二人の外に芳川顕正を加へた三人を以て新内閣に鼎足たらしめ、対議会上からは貴族院を山県に、衆議院を伊藤に押へて貰う積り<sup>(1)</sup>」であったが、桂と渋沢がともに入閣を拒んだので、みずから内閣組織を断念し、5月23日、大命を拝辞した。

井上内閣流産の原因については、渋沢の蔵相辞退をあげるのがふつうであるが、より決定的だったのは、桂が陸相就任を承引しなかったことであると考えられる。

渋沢は、東京朝日新聞の記者にこう語っている。「先輩として知己として平生其誠実に推服し居れる伯〔井上〕の相談なれば無碍に謝絶し難きものあり、一時は力量の如何を顧みず仮令非常の難局に遭遇するも伯の知遇に答ふる所あらんと思ひたり、」しかし、第一銀行重役会の反対のため、「予は已むを得ず伯の知遇に背き本意ながら辞退したる次第なり<sup>(2)</sup>」と。また、5月22日、同趣旨の手紙を井上に送っている<sup>(3)</sup>。渋沢自身は入閣の意向だったものと思われる。この点について、日本銀行総裁の山本達雄は、つぎのように語っている。「渋沢さんは『第一銀行の重役が賛成してくれるなら御引受けしな

ければなるまい』と答えたが、重役は挙って反対した。然し井上さんの為なら明治の初め以来の情誼上やらなければならぬので、日銀へやって来て我輩に『どうも後任がないので困る』といふ相談があった。そこで我輩が『第一銀行の事は少しも心配はいらないよ、君〔の〕』ところには佐々木勇之助といふ後継があるぢゃないか』といったら渋沢さんも『総裁がさう見て居られるならさうするかな』とその気になったやうだ。ところがこの内閣の組立は結局軍部の策謀で流産に終り、当時まだ若輩として余り重きをなさなかつた山県の乾児の桂にお鉢が廻つたのである。<sup>(4)</sup>

すなわち、桂が軍部大臣現役武官制をたてにとって陸相の選任難におちいらせたことが、井上内閣流産の主要な原因だつたと考えられる。組閣断念後、井上は、知人に大命拝辞の経過を説明して、「予が内閣を組織すること能はざるを以て、故らに或者が妨碍を試みたからといふ人があるけれど、人が妨碍を為すと為さざるとは、予の毫も関する所でない<sup>(5)</sup>」と語っている。また、井上が渋沢に向つて、「若し失敗して退くやうだと末路に名を傷ける。君が引受けて呉れなかつたのが幸で、私も内閣を引受けなくてよかつた<sup>(6)</sup>」と語っているのも、桂の策謀の存在を示すものだと思われる。それはともあれ、井上が組閣に失敗して、自分に後継首班の声がかかりそうなので、桂がソワソワしていたことだけは確かである。

井上内閣流産のもうひとつの原因は、政友会の支持がえられなかつたことである。原敬は、「到底元老を中心としたる内閣は真に憲政を挙ぐる事難し<sup>(7)</sup>」と信じ、西園寺内閣の組織に望みを託して、井上に圧力をかけていた。原は日記にこう書いている。

「本日西郷邸に於ける元老会には西園寺も出席したるに、井上より協議したる役割は甚だ驚くべきものにして、芳川〔顕正〕を何れにか入れ、又大藏には岩崎か渋沢か、二人不承諾なれば曾禰荒助と云ふが如き次第、徹頭徹尾奇怪の組織にて、政友会出身の現閣員中にては或は余丈けを遺す位に過ぎざる様子なり。又政友会殊に星等は無条件にて援助するものと信じ居たるが如

しと云ふに付、夫は以の外の事なり、到底斯る内閣にては永続の見込なきのみならず、立ちどころに困難を生じ、政友会も亦必ず動揺すべきに因り、其未だ成立せざるに早く断念せしむるに如かず、夫れには井上が安心なりと確信する政友会の困難を告ぐるに如かずと述べたるに、西園寺も同感なるに因り、直に余の名を以て星亨を招き、西園寺と鼎坐内談したり。……畢竟井上大勢を見誤り政友会は十分に援助すべし、故に貴族院を操縦すれば可なりと信じたるに因り、内閣組織を託せんとするの念を生じたるならん、而して斯る誤解を生ぜしめたるは都筑馨六ならんが、同人は「伊藤よりも」一層事情に暗らき男なり。」

三者密談の結果、5月19日、原が井上に面会し、「政友会は実は是迄の内閣とても十分満足し居るものにあらず、去りながら行政財政の整理もあると云ふことに付暫く安んじ居るに過ぎざるものに付、其辺の注意は肝腎なり」と忠告して、井上を脅かした。都筑（政友会総務委員）をして井上に組閣を促がさせたのは伊藤であったが、原は、「如何に伊藤が井上を助けんと云ふも實際之を助くること能はざるべし」と観測していた。星も、「伊藤遂に板挟みとなるべし」と憂慮していた。政友会の実権はすでに伊藤の手をはなれて、原・星のふたりに移っていたのである。

井上が大命を拝辞したのち、元老会議は、桂を推薦することに決定した。そのころ、伊東巳代治は、元老の政治的寿命はおわったとして、彼らが徹底的に無能を暴露し、「第二流」の奮起を促す気運が起ってくるまで待てと、桂に忠告していた。目下の形勢では、伊藤の復職を主張して、伊藤ならびに政友会の好意をつないでおくほうが、政権担当のさいに操縦に便利であると、機略をさずけていた。政友会5閣僚のなかには、渡辺蔵相の追出しに成功したので、臨時兼任首相の西園寺枢密院議長を臨時から本官に改め、そのまま居すわりを夢みるものがいたし、伊藤もまた、政友会を向うにまわして内閣を組織するものはあるまい、結局は全元老辞退して自分のところにぜひやってくれと頼みにくるに違いない、そのときは元老を自家薬籠中に入れ、

内閣を改造してまた乗り出そうという底意をもっていたからである。

桂は、伊東の教示にしたがって、「予が大命を受けて内閣を組織すると、侯〔伊藤〕が心中快からざるは勿論、彼れ等党類を携け内閣に向ひ攻撃の態度を取り来るは、火を見るよりも明白なり」との判断にたつて、滄浪閣に伊藤を訪れて留任を懇請し、伊藤から「今日に至りて自分が再び起つことを得ず、よし再び出るも為す能はず、到底子〔桂〕が勅命を奉ずる外なし<sup>(4)</sup>」との言質をえたるうえで、後継首班を引き受けた。

6月2日、桂内閣が成立した。伊藤の辞表奉呈の日から、すでに1カ月を経過していた。閣僚は、通相芳川顕正、蔵相曾禰荒助（小村寿太郎帰国まで外相兼任）、内相内海忠勝、文相菊池大麓、農商務相平田東助、法相清浦奎吾、陸相児玉源太郎（留任）、海相山本権兵衛（留任）であった。

桂内閣は、元老でない桂が、元老をひとりも加えないで組閣したので、「次官内閣」・「二流内閣」とよばれ、また、山本海相以外はすべて山県系の官僚でかため、「山県か首として内閣援護の位置を占め<sup>(5)</sup>」ていたので、「小山東内閣」・「緞帳内閣」といわれた。しかし、とにかく元老が直接政権担当の地位から退いたことは、政友会の出現と帝国主義的政策の実施という新たな事態の展開により、元老政治家の時代がおわり、後進政治家の時代が到来したことを示していた。

注 (1) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻、1934年、786ページ。

(2) 『東京朝日新聞』明治34年5月24日。

(3) 『世外井上公伝』第4巻、785～6ページ。

(4) 山本達雄先生伝記編纂会『山本達雄』1951年、265ページ。

(5)(6) 『世外井上公伝』第4巻、792ページ。

(7) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻、1950年、374ページ（明治34年5月14日）。

(8) 同上、375～6ページ（明治34年5月17日）。

(9) 同上、378ページ（明治34年5月19日）。

(10) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻、1950年、510ページ。

(11) 『原敬日記』第2巻、379ページ（明治34年5月20日）。

(12) 同上、376ページ（明治34年5月17日）。

(13) 「桂太郎自伝」巻5 (『明治史料』第11号, 1962年6月, 21ページ)。

(14) 同上, 巻3 (『明治史料』第7号, 1961年6月, 43ページ)。

(15) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻, 1916年, 992ページ。

## 2 財政整理と企業集中

桂首相は、内閣を組織するにあたり、つぎのような政綱を決定した。<sup>(1)</sup>

- 一 財政上の基礎を鞏固にし、商工業の発達を謀る事
- 一 海軍は8万噸を限度とし之を拡張する事
- 一 独力極東の大局を担当するは困難なるを以て、機会を見て欧州の一国(英国)と或種の協約を締結するに注意する事
- 一 韓国は我が保護国たるの目的を達する事

この政綱は、当年の段階において日本資本主義が直面した課題でもあった。

桂内閣の当面の急務は、前内閣瓦解の原因となった明治34年度歳計のあと仕末をつけることであった。経済界の実態は依然公債の募集を許さず、繰越し未募集額はすでに7,023万円の巨額にたっていた。そのうち、900万円は前内閣にならって事業を繰り延べ、600万円は台湾銀行借入金の返済を見合わせても、なお5,500万円の財源不足であった。そこで、桂は、渡辺国武前蔵相をたずね、前内閣が公債募集を企てながら実行できなかったことを知った。そして、「今自ら局に当るに及びても、外債に依るの外手段あるべからず。是第一に着手すべき策なり。而して其目的を達し得ざるときは、已を得ず第二策に出で、内に向ひて一大整理を加ふるの外なし」との結論にたっていた。たしかに、歳計の不足は經常部に属するものではなく、事業部に属するものであったが、しかし外債募集は、たとえ一時を弥縫しえても、財政整理の目的を果しうるものではなかった。渡辺蔵相が「此儘姑息の小計に安んじ、益々外債を募り、官業遂行を以て能となすの奇観を事実ならしめば、仮

令時に内閣の小康を保つべしと雖ども、我帝国も亦終に東方諸国と同じく、財政紊亂の爲め遂に衰滅の運に傾き、維新の宏謨、半途水泡に帰し候のみならず、<sup>(9)</sup>施て社稷の安危に關し候」といったように、財政整理は焦眉の急務となっていた。

全国商業會議所連合会は、34年1月21日の臨時大会で、鉄道国有・外債募集を内容とする商工業保護奨励策を決議していたが、財界主流の要求はそのようなところにはなかった。

日本銀行副總裁の高橋是清は、2月26日、大阪銀行集会所招待会で「財界救済策に就て」と題して、つぎのように演説した。

「我国に於きましては、一つの工業を起せばその機械なり原料なり、総て彼に仰ぎ、これに要する貨銀を散ずればこの貨銀は一般細民の消費力となつて、而もその消費する所の物品は如何、我国に於て製造するものでなくして、多くは海外よりこれを仰ぐと云ふ有様になつて居る。……この有様で進んで行きましたならば、如何に落ち着くであらうか。金貨の流出は依然として止まらず、幣制にも大なる關係を生じ、遂には商工界の萎微衰頽を來すではあるまいかと云ふて、皆憂慮するのである。……私の考へでは外資を輸入して鐵道を国有にし、公債を償還し、或は硬貨制度を云々すると云ふことは、これは一時の弥縫策でありまして、全く臨時の興奮剤たるに過ぎないと考へる。故にその興奮剤の効能が或時間の後無くなれば、矢張り病人は依然として病人であり、未だその疾病を全治する良薬とは認められない。<sup>(4)</sup>」

しからは、「疾病を全治する良薬」はなにか。第一銀行横浜支店長の市原盛広は、「經濟界の前途如何」と題して、つぎのように語つた。

「蓋し銀行の破綻、会社の倒産等は、其設立当初より性質如何はしきもの、組織の不完全なるもの、營業上の不真面目、不始末なるもの等、其一原因を爲すや言を待たず、……斯の如きものは一度經濟界の沈睡困難に逢ひて、忽ち破綻の災に罹り、倒産の厄に陥る、誠に当然の次第と云はざるべからず。……之を譬ふれば恰かも病人が食傷して、腹痛に罹り、下痢を起し、

床上に呻吟するが如し。其状況をして憂慮に堪へざらしむと雖も、之が療治法、救済策は姑く絶食して自然に其下痢の止まるを待つの外なきなり。換言すれば、……倒るゝものは、その倒るに任せ、以て自然の恢復期に待つべきのみ。」<sup>(5)</sup>

市原の主張からは、企業整理と資本の集積・集中が課題とされ、高橋の主張からは、商工業の発展→国際収支の均衡→原料資源・輸出市場の確保という脈絡をたどって、帝国主義的勢力圏の確立が要求される。この点をさらに明確に語ったのは、鐘淵紡績会社専務取締役の朝吹英二であった。

「輸出貿易は取りも直さず此激烈なる競争場裡に処する一大競争にして、其利益は此競争に勝って始めて得べき所なり。……政府は大に之に力を致さざるべからず。……現に支那大陸に於て或は勢力範囲、或は港湾租借、或は壊柔、或は威迫、策を画し手段を構へ汲々日も尚足らざる所以の者、詮し来れば則ち自己の商品を成るべく多く売込まんと欲するに外ならず。」<sup>(6)</sup>

朝吹は、輸出貿易伸張の必要を強調し、そのためには、国家権力の先導・補充による勢力範囲の確保、とりもなおさず帝国主義的対外政策の必要なことを指摘している。

資本主義の発展が、産業資本の確立と国内市場の制覇をおえて、国外市場の獲得をもとめるようになると、ただちに、商品価格を世界市場の水準に接近させることが要求される。そこでは、生産の量的拡張よりも、資本の国際競争力の強化が必要となり、過剰資本の淘汰と資本の集積・集中が課題とされる。かかる課題は、明治30～31年と33年～34年の2度の反動恐慌を経過するなかで、より明確に認識されるようになった。このときから、政府の財政政策も、独占段階に移行しつつあった日本資本主義の要求にそって、健全財政へと向かわざるをえなかった。政府のとるべき財政整理策について、加藤高明前外相は、つぎのように述べた。

「外債に次くに反動を以てし、反動に次くに外債を以てし、転々循環して際限なくんば、国民の着実なる事業心は衰へて、不着実なる投機心盛んに起

り、一国の生産力は次第に減少して、独り借金の負担をのみ累積増進し、遂に国家をして云ふに忍びざるの不幸に陥らしむべし。是其基礎の定らざる外債に伴ふ必然の弊害にして、此弊害は已に我財界に浸染せること漸く深く、正に我経済社会の一大病根を成せり。今後少くとも若干年間は断然として外債政略を禁絶し、借金の夢を根絶するに非ずんば、此病根は容易に抜く能はざるべし。……故に今日の場合確然財政の基礎を定め、財界をして健全の状態に回復せしめんと欲せば、宜しく財政計画を根本より改め、既定の公債政策を将来に廢止し若くは中止し、少なくとも今後若干年間に於ける各般の事業は經常の歳入を以て之を經營するの方針を確立せざるべからざるなり。」<sup>(7)</sup>

また、自由主義經濟の立場をとる『東洋經濟新報』も同一の立場をとっていた。

「我が財界不振の病根は、炳として火を觀るが如し。一は借金政略の結果にして、一は官業過大の結果なりとす。去れば、我が財界を救治する方たるや、実に此二大病根を除去するの外なし。而して之を除去するの方如何。曰く租税主義、曰く事業縮少是なり。」<sup>(8)</sup>「夫れ借金政略の財界を毒するは、其の借金に依りて内国の通貨を膨脹し、物価を激變し、以て經濟社会を攪亂するに由る。其募債の難きが為めに非ず、又金利の高さが為めに非ざるなり。……吾輩の所執に至りては、論者の所謂不利事情の存すると否とを問はず、絶対的に借金政略に反対する者なり。」<sup>(9)</sup>

政界においても、政友会は伝統的な積極政策と外債依存をなかなか捨てきらなかったが、憲政本党は、「かの苦しい時の神頼みをするやうな借金政策に至っては、わが輩は断じて与せぬところである」として、財界主流の要求する財政整理策をとっていた。

それでは、桂内閣は、なにゆえ外債募集を「第一に着手すべき策」としたのだろうか。それは、ひとつには、戦後經營の破綻以来の外債依存政策を、にわかに一變することができなかつたからであるが、そこには、当年の日本資本主義の矛盾が集中的に表現されていた。

すなわち、輸出貿易の伸張は、商品販売市場としての産業資本主義段階の要求であり、高度な資本蓄積の達成による独占資本主義段階の要求ではなかった。したがって、本来ならば自由競争・自由貿易の手段によって実現されるものであり、軍事的手段や独占的な領土支配を必要としないものであった。しかし、清韓市場にたいする資本の要求が、独占資本の本格的成立を動因としていないとしても、それはもはや単純な産業資本形態のものではありえなかった。内部的にはすでに財閥資本が早熟的な独占組織をうみだしていたし、天皇制権力の上からの促進的役割は、それを早熟的に商品市場以外の目的で国外市場に向けさせていた。ことに当時の帝国主義的極東情勢のもとでは、商品市場への要求も、現実には、列強の極東分割競争への積極的参加による勢力範囲の設定をまって、はじめて実現されるものであった。国家権力の先導と補充によって、先進的な産業資本、とくに財閥資本は、すでに資本蓄積の程度をこえて早熟的に、資本投下市場の獲得にのりだそうとしていた。原料資源の確保と資本輸出対象の獲得は、たんに権力の側だけの要求ではなく、資本の側の要求にもなろうとしていた。だが、かかる要求は、必然的に政府事業の拡張と財政膨脹への衝動を強め、それは国内における資本蓄積を阻害し、日本商品の国際競争力の強化という当面の課題と矛盾するようになる。極東の情勢に対応して、資本蓄積の内部的成熟をまたずに、いわば外部的条件に促迫されて資本輸出にのり出そうとするとき、その帝国主義的対外政策は、必然的に、内部的要因にもとづく資本蓄積の要求と矛盾せざるをえなかったのである。

しかし、この矛盾は、帝国主義的対外政策の遂行をやめないかぎり解消しない。唯一の打解策は外債への依存である。かくて政府の財政政策は、資本の側の矛盾した要求を反映して、積極財政と緊縮財政のあいだを動揺せざるをえなかった。また、財界主流が当面要求している財政整理と非募債主義も、条件的なものにすぎず、つぎの局面では、ふたたび財政膨脹と外債依存へと転換する性質のものだったのである。

桂首相は、高平小五郎駐米公使をニューヨークに派遣して、外債 5,800 万円の募集を交渉させた。その結果、8月になって、アメリカの財閥モルガン・ロックフェラーなどが、シンジケートを組織してこれに応じることになった。ところが、募債契約成立寸前に、US スティール会社に大争議が起り、起債不可能となった。桂は、このときの困惑ぶりを、「進むに進み得ず、退くに困難を究め、所謂進退維谷とは真に此事なりし<sup>(13)</sup>」と語った。外債募集に失敗した直接の原因は、US スティールの争議であったが、より本質的な原因は、内閣のひんばんな更迭と放漫財政による国家の信用力の低下にあった。窮地に直面した桂首相は、「遂に第二策即ち内に向ひて非常なる淘汰を試み、四千万円以上の闕損を歳計中より繰合せて、年度を終るの計画を定め<sup>(13)</sup>」閣員の協力をえて事業の整理・繰延べをおこなった結果、34年度の歳計

第1表 公債金処分案の内容 (単位 千円)

項	目	金額
34年度事業繰延べ		9,064
台湾銀行借入金継続		6,700
債金部繰替え継続		14,700
預金部現金応募		14,470
預金部利殖金応募		5,000
北清事変一時賜金応募		6,000
34年度普通歳入剰余および政費節減振替		14,000
その他		298
合	計	70,232

\* 『明治財政史』および『東洋経済新報』による。

の不足を補填することができた。11月8日、政府が発した公債金処分案は、第1表のとおりであった。かくて、外債募集の挫折は、桂内閣をして、「事実上の財政整理<sup>(14)</sup>」をおこなわせる結果となった。山本達雄日本銀行総裁は、このころ家郷に送った書簡の一節に、「政府の外債募集は失敗に終候為漸次回復の商況は一頓挫を来し、当路者の人気地に落ち申候。小子は最初より困難なるべきを察し不同意を唱へ、之に関係致さず候為め至極気楽に御座候。今度の失敗は政府の為には実に気の毒に候へども、財政の前途を思ふ時は今日の苦痛は他日の良薬と相成り可申と奉存候<sup>(15)</sup>」と書いている。また、「此に於て政府は予定の事業を繰延ぶるか中止するか若くは一般政費を節減するかの必要に迫られたり、過日世に発

表せられたる売債中止後善計画なるものは此の趣旨に依り此の必要を充たされたるに外ならず、蓋し売債挫折の一事は却て経済界をして順境に向はしむべきか」と評し、財界の前途について、「外債談の不幸は即ち経済界の幸にして、為に政府も公債支弁を断念し確実なる歳入を以て歳出を定むる方針を執り、我経済界も近頃回復に向へる順序をそのまま継続し得るに至れり、或は今日は非常に苦しからんとも、来年四、五月頃になれば、アノ時苦しみしが故に今日は楽ありと云ふ時機到来すべし、即ち経済界は外債不調の為に回復の度を早めたるものといふべし」と語った。

また、外債募集の挫折は、桂内閣をして、企業整理にふみ切らせることになった。桂は『自伝』のなかで、こう書いている。

「兎に角戦後屢々経済界の救済を試み、時としては姑息の策を用ひて、例へば公債の買上償還をなしなどせし事もあり、又或筋に命じて時々救済法を施したりしが、其際一時興奮するも、薬効尽れば再び衰弱の態に陥る。故に姑息の救済は畢竟無効に帰す。之に依て兎も角成行きに任せて自然淘汰を待つに若かず。要するに不秩序より起りしものなれば、之を秩序に復せんには、一旦其往く所まで往かしめざれば、到底元に復帰すべからずとの主眼なりし。果して其想像の如く、34年以来次第に倒産する者は倒産し、又一方に於て姑息の救済を廃したれば、此上は自衛の策を取るの外倚頼すべきものなしと一般に覚悟したるが故に、自然淘汰に倒るゝ者は倒れ、止り得べき者はその位置に止り、或は回復を為し得る傾きとなれり。左れば一旦その極点にまで達し、而て後正当の救済法を施さざるべからずと思考せり。」

「自然淘汰」ののちに施さるべき「正当の救済法」とは、「財政の方針を一新して金融緩和を主眼」とするにあつた。明治35年度予算案は、この方針にそつて編成された。すなわち、官業繰延べと政費節減によって公債募集を見合わせると同時に、公債の臨時償還をおこなつて、「市場の金融に大なる緩和を与へて経済界に有益なる効果を収めしむるに至る」ことを目的としていた。かくて編成された35年度予算案の眼目は、清国償金の収受と増税収入

の使途にあった。

政府は、北清事変の賠償金として獲得した4分利付債券5,000万円のうち、個人・団体の賠償額250万円を控除して、残額4,750万円を国庫の収入とした。そして、これを8掛の相場で預金部に売却し、その代金3,800万円を35年度の臨時歳入に繰り入れ、これをもって北清事変の経費いっさいを支弁することとした。すなわち、軍艦水雷艇補充基金・教育基金・災害準備基金からの支出額2,000万円を補填し、日本銀行からの借入金600万円を返却し、公債1,200万円を臨時償還することとした。また、戦後第3次(明治34年3月)の増税は、その使途が明確でなかったのを幸いとして、これを事変後も継続して公債支弁事業費の財源にあてることにした。公債支弁事業費の35年度既定年割額は2,360万円であったが、そのうち600余万円を繰り延べ、残額1,750万円にたいしては、すべて公債の募集を見合わせ、35年度の増税収入2,000万円から同年度の北清事変費250万円を差し引いた残額をもって支弁することとした。かくて桂内閣は、第16議会に、35年度予算案とあわせて、公債支弁事業を普通歳入支弁に振り替える目的をもって、鉄道敷設法および北海道鉄道敷設法の改正法案を提出した。

日清戦争後、政府の公債政策は、まず繰替え支弁と特別発行によって一時を弥縫し、ついで外債募集に依存し、ついには、増税収入によって公債支弁事業費をまかなわねばならないところまできた。「経常費→増税、臨時費→償金・公債」という根本原則は否定され、戦後財政計画は完全に破綻した。

12月7日に召集された第16議会に臨むにあたり、桂内閣は手兵わずかに帝国党の13名を擁するにすぎなかった。桂は、対議会方針として、「中央突貫をなすの外無し」と考えていた。しかし、野党の側では、憲政本党が、政府とほぼ同じ財政方針をとって、桂内閣に接近しつつあった。

一方、衆議院の過半数をしめる政友会の事情は複雑であった。34年6月21日、星亨が伊庭想太郎の兇刃にたおれて以来、「会内漸く動揺を来し、或は宣言実行を幹部に迫る者あり、或は疑を新内閣に通せんとする者あり。地方

若くは系統の異同に依り、互に党を樹て、相反目し、幹部の力能く之を節制するなし」という状態にあった。総裁の伊藤博文は、政友会の統率に疲れ、政争の煩累をさけるため、「現内閣は我党と何等の関係を有せずと雖も、国家に不利益の事を為さざる限りは、みだりに之に反対すべからず」と指示して、9月18日、欧米旅行に出かけた。しかし、伊藤の真意はあいまいであった。伊藤は、みずから政友会を指導して桂内閣を倒す気はなかったが、元老として桂内閣を支援することにより政権を譲り受ける機会を待っていたようであるし、自分の不在中に自分に累を及ぼすことなく政友会が倒閣を遂行するのを期待していたようでもある。星なきあと、政友会を牛耳っていたのは原敬・松田正久・尾崎行雄であるが、彼らは伊藤の留守を倒閣の好機と考えていた。伊藤によって院内総理に指名された尾崎は、「伊藤公は洋行にさいし、留守中の政治的懸け引については、なんら注文もせず、出発した。私はそれを白紙の委任状であると解した。……公が黙つて出発したのは、留守中に桂内閣を倒せといふ意味だと解釈した」と書いている。原・松田も倒閣の機会をねらっていた。

第16議會召集の時期が迫った12月3日、政友会は大会をひらき、財政整理・行政刷新をうたった宣言を採択したが、その表現はきわめて茫漠たるものであった。しかし、議會が開会されると、政友会の政府攻撃の動きはいよいよ明確になった。すなわち、12月16日の代議士総会は、政府の財政計画にまっこうから反対する、つぎのような方針を決定した。

- 一 清国償金は特別会計を設置する事
- 二 基金補填を断行する事
- 三 国庫証券買入銷却法を35年度より全廃する事
- 四 行政改革・財政整理の趣旨に基き予算を査定し及其他の案件を議決する事
- 五 公債事業費は35年度に於て普通歳入に依るの必要なき事

政府は、12月18日の臨時閣議において、政友会と交渉することを決定し

た。同日午後、桂首相は、政友会の院内幹事竜野周一郎を通じて、松田総務委員長と尾崎院内総理に会見を申し入れた。翌19日、帝国ホテルで桂・山本と松田・尾崎が会談したが、政府からの妥協申込みを聞くにとどまった。ついで22日、第2回の交渉がおこなわれたが、結局不調におわった。翌23日、政友会は代議士総会を開いて交渉断絶を決定したが、政府の切りくずしにあって、政友会は真っ二つに割れた。硬派は紅葉館に、軟派は浜の屋に陣取って、双方嫉視の形勢容易ならざるものがあった。しかし、軟派の猖獗は、たんに政府の買収工作によるものではなかった。その背景には、製鋼所建設・鉄道国有などの利益問題があった。原は日記にこう書いている。

「此夜より所謂軟派即ち政府と再交渉を望む者四、五十名浜の屋に会合して頻りに総務委員を攻撃し、窺かに政府と交渉を始めたり。是れ田健治郎、井上角五郎の教唆に出づるものなり。但会合者中には必ずしも政府に買収せられたるに非らざるも鉄道国有にて多少の口銭を得んと望む者及び地方問題にて予算の成立を切望する者多く雷同せし者なるが、井上は海軍製鋼所設立に関して海軍省と気脈を通じ居る者にて、田は伊東巳代治の教唆に出づるものゝ如し。尤も兩人とも鉄道国有には熱心なる運動者なり。」

24日に開かれた政友会所属予算委員会は、政府提出の新事業案をつぎつぎと可決し、代議士会も多数でこれを可決するありさまだった。「是れ最初より軟派と称する政府に気脈を通ずる者相謀りて其派の者を予算委員に挙げて此結果を生ぜしめたるなり」と、原は書いている。かくて政友会は縮くずれとなり、幹部は党内叛乱軍に屈服した。そして25日、政府と政友会のあいだで再交渉がおこなわれ、両者の妥協が成立した。妥協案は、(1)政府は予算案を撤回し、清国債券を70円替に訂正して再びこれを提出すること、(2)政友会は清国償金特別会計法案を撤回すること、を骨子としていた。政友会幹部は浜の屋組に屈服し、政府に降服した。しかし、硬派の激昂はなほだしく、総務委員は板ばさみとなった結果、硬派をなだめるために、軟派のおもだった者35名を詰責処分にし、井上角五郎・重野謙次郎・田健次郎の3名を除名処

分にした。

政友会幹部は内部の紛糾のため桂内閣に降服したが、浜の屋組の叛乱に油をそそいだのはこの間の伊藤の態度であった。外遊中の伊藤は、井上馨をつうじて「好意を以て政府に対せよ」と留守幹部に訓電し、井上は渋沢栄一らとともに、裏面から政友会にはたらきかけた。<sup>(82)</sup>伊藤が政友会幹部に政府との妥協を巻通したのは、おりから日英同盟の交渉最中だったので、「鞏固にして永続すべき政府」が必要だと判断したからであった。<sup>(83)</sup>伊藤・井上のほか、政友商工倶楽部も、浜の屋組を後援して政友会に圧力をかけていた。政友商工倶楽部は、岩出総兵衛・西村勝三・大倉喜八郎・横山孫一郎・中村清蔵・岡田治衛武・木村新之助など在京の財界人によって組織されていた。彼らは、浜の屋組の領袖の除名処分にたいして、「本倶楽部全体が除名せられたるに等しき感あり」と抗議の意見書を提出し、除名の取消をもとめた。しかし、総務委員がこれに応じなかったので、政友商工倶楽部員の多数は政友会を去った。かくて実業家の政党加盟という伊藤の意図は、完全に挫折した。

桂内閣の議会通過を容易にした日英同盟協約は、35年1月30日、ロンドンで調印され、日本は公然と大陸政策にのりだし日露戦争を戦うための国際的後援をえた。桂は意外の成功に有頂天となり、「一生涯あんな嬉しいことはなかつた」と尾崎らに語った。天皇が伊藤の日露協商案をとらず、桂の日英同盟案を受け入れたからである。日英同盟成立のため、閣僚はことごとく敍爵され、または陞爵された。彼らは、日英同盟締結の功績を独占し、これを誇示した。桂としては、伊藤より自分の方が、天皇の信任が厚いと思えたのであろう。「しかし当時においては、とにかくちよつとできさうもない日英同盟が、桂内閣の手でできたのだから、『次官内閣』などといはれてゐた桂内閣が、急に重きを加へたのは事実であつた。」<sup>(84)</sup>

こうして、歳出総額2億7,000万円にのぼる35年度予算案および予算関係法律案は、ほぼ政府案どおりに両院を通過して成立した。しかし、政府がその財政計画を実施するためには、32年の外債募集以後、累増しつつあった公

債未募集額をなんとか消化しなければならなかった。とくに償金部からの繰替えは、返済を急がなければならなかった。さいわいに、日英同盟の成立と財政整理による国庫信用の回復が重なって、ロンドン市場における日本公債の価格が騰貴しつつあったので、大蔵省預金部所有の公債をここに売り出すことにした。売出し契約は9月30日に調印され、大蔵省預金部所有の5分利付公債5,000万円を手取98ポンドの価格で日本興業銀行に売り渡し、同行はこれを香港上海銀行の手をへて103ポンドでロンドン市場に売り出した。かくて預金部は4,900万円の現金を取得し、政府はこれに向って4,400万円の公債を発行して、34年度までの未募集公債の大部分を消化して一時繰替え金を償還整理することができた。これは直接、民間の商工業に資金を供給するものではなかったが、それだけ日本銀行の正貨準備を充実させることになり、すでに進行しつつあった金融緩和の傾向をさらに助長した。

これよりまえ、34年下半年から、北清事変が一段落して対清貿易に回復のきざしがみられるようになり、さらに出来秋の豊作が期待されたことなどにより、経済界には不況脱出の機運がみられるようになった。しかし、恐慌の傷あとは短日月にいやされるものではなく、信用の回復・金利の低下は早急には期待できなかったので、商工業は依然沈滞をつづけ、金融機関の態度も慎重に、企業界の資金需要は減少したままであった。したがって、34年中はひきつづき営業難をまぬがれず、その間に、投機的な企業や内容の不堅実な銀行が一掃され、企業の合同・合併が促進されて、基礎の強固な銀行はかえって預金高を増加させるなど、経済界をつうじていわば「自然淘汰」がおこなわれた。

34年の恐慌の真の原因は、資本の過剰蓄積、すなわち資本の絶対的過剰にあった。日清戦争後の資本家的生産の発展は、信用膨脹により個々の資本家の蓄積の限界をこえておこなわれ、それが同時に、恐慌を促す槓杆として作用した。かくて過剰な資本の破壊と価値減少が、恐慌の過程において強行的に遂行され、多数の破産者が生じ、生産規模の縮小がおこなわれ、企業の合

併・合同が促進された。戦後、企業勃興の中心をなした紡績業では、鍾数の増大に反比例して会社数は減少傾向をたどり、生産の集積と資本の集中がすすんだ。これに対応して、綿糸紡績カルテルはその範囲を拡大し、輸入棉花の共同買付けやカルテル内企業の強化から、共同輸出・輸出奨励による海外市場の開拓へと、一步その内容を発展させた。そのほか、製紙業や製麻業などでもカルテルの形成がみられた。しかしながら、これらのカルテルの結合はまだ強固なものではなく、恐慌期の一時的なものであり、景気が回復すれば各企業は容易に協力を破棄する状態であった。それでも、カルテル運動は、消費財生産部門を中心に、しだいに一般化しつつあった。かくて20世紀の初頭において、日本資本主義は、産業資本の確立をみると同時に、独占の形成にすべりこんだといえることができる。

独占の形成過程で注目されるのは、それが天皇制権力により上から推進されたことである。政府は明治32年の新商法によって、株式会社の内容をよりいっそう厳重に規制すると同時に、企業の集中を容易にした。すなわち、従来は免許主義であった株式会社を準則主義に改めて、社債にかんする規定をくわえ、あらたに株式合資会社を設けて、合併・合同を容易にした。また、これにともない、維新以来政商として発展してきた少数の特権的大資本家によって、資本の集積・集中が促進され、特権的大資本自体も、政商から財閥（日本型コンツェルン）へと転化していった。

34年の恐慌後に現われた企業集中のもっとも顕著なものは、銀行業の場合であった。

もともと、日本の銀行資本は、産業資本にたいして優越した地位を占めており、銀行は、商業銀行としてよりも、むしろ他の産業への資本の供給機関としての機能を重要なものとしていた。銀行の産業金融は、日清戦争後の資本主義の発展が信用膨脹を有力な動因としてすすめられたために、ますますその重要性をくわえてきた。とくに、財閥系の大銀行が産業金融に積極的に進出し、産業企業にたいする支配力を強化した。これについて、『安田銀行

六十年誌』は、「日清戦争を直接の転換期として、当行の産業銀行化は当時の金融史的現象として注目に値するものと考えられる。是は又30年から40年に至る資本制経済確立期に於ける有力民間銀行共通の傾向であって、概説的に言えば、我国産業資本の疾風迅雷的確立の過程に於て、是等有力銀行群は到底イギリス型商業銀行として充分に開花する余裕を与えられず、産業資本の急激なる運動開始と共に早くも実質上産業銀行として作用すべく運命付けられたのである」と書いている。

戦後の急激な企業勃興期に、産業企業は、内部における資本蓄積の貧弱さのゆえに、その資金を銀行に依存し、銀行はさらに日本銀行の貨幣創出に依存せざるをえなかったのである。もちろん、設備資金を中心に産業資金を供給する投資銀行として、日本勧業銀行・農工銀行・日本興業銀行などが設立されたが、貯蓄資金の吸収だけでは、産業資金の急激な需要増加に応じることとはできず、しかも普通銀行は大量の資金を集めるだけの組織も基盤ももたなかったので、日本銀行の貨幣創出に依存することによって産業資金を供給する以外になかった。結局、日本の銀行の、したがってまた産業全体の日銀依存度が高いということにより、政府はその金融財政政策を通じて、資本主義の発展と独占の形成に促進的な役割を果すことができたのである。

以上のような事情は、戦後のはげしい景気変動と恐慌を誘発する原因にもなった。すなわち、金の流出による兌換券の収縮と物価の低落、そして不況の発展は、だだちに銀行に強い打撃をくわえることになった。銀行預金の集積が貧弱であるにもかかわらず、その貸出しの大きな部分が産業資金によって占められて固定化するばかりでなく、銀行自身の株式投資も資金運用のかなり高い比重を占めていた。そのうえ、日銀からの借入金もまた主として産業資金であった。かくて株式の暴落ならびに企業収益の悪化と倒産は、銀行の融資と投資の回収不能または焦付となり、銀行の資産状態の悪化と金融逼迫とが同時に進行した。また、日本銀行の貸出し回収と兌換券の収縮ならびに金利引上げは、悪化した金融情勢をさらに悪化させ、ついに、金融恐慌の勃

発にみちびくことになった。「結局発展期を通じて、日銀も一般銀行も創出貨幣を産業資金として投資することによって企業の拡大を支援したということ自体が、正貨流出から金融恐慌にまで事態を悪化せしめる理由である。」<sup>(64)</sup>かくて恐慌は銀行の破綻と動揺に集中して現われ、恐慌後の企業集中は銀行業においてとくに著しかった。

銀行の集中は、当面、小銀行の設立制限および合同の促進となって現われた。34年の恐慌を特徴づけた銀行動揺が小銀行の弊害を暴露したため、これを契機に、政府の積極的な干与がおこなわれることになった。

34年9月4日、曾禰蔵相は、各府県知事に、「将来銀行設立者ハ必ズ相当ノ資産信用ヲ有スルモノトシ、其設立者ハ予メ地方長官ガ其人物及地方経済ノ状態ニ徴シ相当ト認ムルモノニ限リテ大蔵大臣之ヲ許可スルコトナセリ、又資本金ニ就テハ……全国ヲ通シテ標準如何ト云ハバ株式組織ニテ五拾万円一個人組織ニテ式拾五万円位ヲ適当ナラント思ハル」と内訓を<sup>(65)</sup>発して、小銀行の設立を制限する方針を明らかにした。同じころ、山本日銀総裁も、

第2表 銀行数の変動

年次	全銀行数	成立	消滅	合同消滅
明治29年	1,338	342	47	3
30	1,599	352	91	10
31	1,806	305	98	10
32	2,031	277	52	8
33	2,340	399	190	18
34	2,385	125	80	11
35	2,343	10	52	7
36	2,308	81	116	7
37	2,256	23	75	7
38	2,230	25	51	5
39	2,211	23	42	3
40	2,201	51	61	11

\* 金融研究会『外国における銀行合同の大勢』による。  
 \* 成立は新設・転業などによる増加。  
 \* 消滅は廃業・解散・合併・転業などによる減少。

京都における銀行家の招待席で、「小銀行の合併は目下経済上の状態に於て急務である」とのべて、既設の小銀行の合併を<sup>(66)</sup>奨励した。このように、銀行の集中において、政府の小銀行にたいする設立制限および合併促進が、大きな役割をはたしていた。

恐慌を契機とする銀行集中の傾向を全国統計でみると、第2表のように、銀行

数は34年を頂点として減少し、新設数は35年以後激減している。消滅数も、30～31年の恐慌時と同様に増加している。とくに、恐慌の打撃がもっとも激しかった大阪では、32年2月から36年2月のあいだに、銀行数は58行から39行に、支店数は43行から31行に減少した<sup>(6)</sup>。また、銀行の資力は全体として急速に増進したが、なかでも普通銀行の資力の増進が、第3表のように著しかった。このような銀行の集中が産業資本の集積・集中を促す契機となったことも、見のがすことはできない。債権を代表するものは株主よりも有力な力をもつからである。

第3表 全国銀行資力

年次	本店	支店・出張所	払込資本金	積立金	預金	
					全国銀行	普通銀行
			千円	千円	千円	千円
明治27年	862	401	101,379	30,231	138,965	49,196
28	1,012	556	127,695	34,623	191,135	84,253
29	1,277	831	166,195	55,353	427,189	141,937
30	1,505	1,004	208,790	36,116	375,144	207,741
31	1,721	1,368	254,119	40,795	375,173	287,045
32	1,942	1,720	286,133	51,360	564,312	392,033
33	2,272	1,920	341,922	59,132	561,576	436,779
34	2,359	2,025	361,207	67,419	555,233	450,186
35	2,324	2,033	372,950	77,524	659,495	536,702
36	2,275	2,055	374,685	86,688	714,258	566,227
37	2,227	2,019	373,194	92,865	788,134	705,316

\* 『日本帝国統計年鑑』による。

\* 預金には官公預金を含む。

こうして、経済界全般にわたって整理がおこなわれていたところに、35年下半期にはいって、生糸の輸出が増加し、外国貿易が順調に復したため、正貨の流入が増加して正貨準備が膨脹するようになった。一般銀行の預金は増加の歩をすすめ、金融は緩慢化の方向をたどり、「信用ある銀行にあっては預金の増加に苦しみ、預金利子引下を行ひ纔にその苦痛を感ずるの有様であった<sup>(8)</sup>」ことに、35年10月、日本興業銀行の手をへて5,000万円の公債を海外

に売り出したことによって、金融緩和の傾向はさらに助長された。かくて日本銀行は、35年3月19日に公定歩合を2銭2厘に引き下げてから、翌年3月18日までのあいだに前後5回の利下げをおこない、公定歩合を1銭6厘に改定した。すなわち、わずか1年のあいだに、貸付日歩は1銭、割引日歩は8厘下がって、日清戦後の最低利率となった。民間の金利は公定歩合に先走って下げ足をはやめ、36年には東京金融市場の貸付日歩は最低1銭1厘を告げるほどであった。一部の市中銀行は遊資をもてあまし、「小銀行は平素得意とする大銀行に頼み込み、8厘または7厘、甚だしきは5厘にて預け入るものあり。世上に『各銀行の預金漲溢』せりと称せらるゝに至った。」<sup>(3)</sup>このため、株価は当然騰勢となり、企業熱を刺激するはずであったが、恐慌によって「自然淘汰」の洗礼をうけた経済界は慎重の態度を持続し、そこに35年の米作が平年を下回り、銀価下落による対清貿易の減退が加わって、経済界は依然不振を脱することができなかった。

36年下半年にはいり、米の豊作と貿易の増進とがあいまって、「事業振興の機は已に熟せり」<sup>(4)</sup>と期待されたが、経済界はついに沈静を脱することができなかった。事業振興を妨げている原因は北清事変後の満州における日露関係の緊迫であるとされ、「満州問題にして速かに落着を見るにあらざるよりは、事業不振の病根を一掃するの道なかるべし」<sup>(4)</sup>といわれた。『東洋経済新報』は、その社説において、「金融と云ひ、物価と云ひ、米作と云ひ、貿易と云ひ、周囲の事情は皆事業の振興を促さざるなし。今日之を妨ぐる者、独り夫の日露事件あるのみ。而かも此事件にして平和の落着を告げんか、最早其処に故障となるべき原因なし。久しく萎微凋落せる起業界必ずや躍然として振はん」<sup>(4)</sup>と主張している。かくして、37年以降の経済界は、ふたたび活況を迎えるべき要因を、あげて満州問題の解決にもとめていたのである。

注 (1) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻、995～6ページ。

(2) 「桂太郎自伝」巻3（『明治史料』第7号、45ページ）。

(3) 明治34年5月3日付、伊藤博文宛渡辺国武の手紙（春詠公追頌会『伊藤博文

74 第1次桂内閣と立憲政友会(1)

- 伝』下巻, 507ページ)。
- (4) 『東洋経済新報』第195号, 明治34年5月15日。
- (5) 同上, 第197号, 明治34年6月5日。
- (6) 同上, 第210号, 明治34年10月15日。
- (7) 同上, 第209号, 明治34年10月5日。
- (8) 同上, 第188号, 社説, 明治34年3月5日。
- (9) 同上, 第197号, 社説, 明治34年6月5日。
- (10) 明治34年3月27日, 憲政本党大会における大隈重信総理の演説(大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第2巻, 1926年, 364ページ)。
- (11) 拙稿「日清戦争後の天皇制(2)」『岐阜経済大学論集』第2巻, 第2号, 1969年12月, 73ページ以下, 「日清戦争後の天皇制(4)」同前, 第3巻, 第2・3合併号, 65ページ以下, 参照。
- (12) 「桂太郎自伝」巻5(『明治史料』第11号, 22ページ)。
- (13)(14) 「桂太郎自伝」巻3(同上, 第7号, 45ページ)。
- (15) 山本達雄先生伝記編纂会『山本達雄』1951年, 266ページ。
- (16)(17) 『東洋経済新報』第214号, 明治34年11月25日。
- (18) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第7号, 46ページ)。
- (19) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年, 684ページ。
- (20) 明治34年12月12日, 衆議院本会議, 曾禰蔵相の財政演説(『大日本帝国議会誌』第5巻, 1463ページ)。
- (21) 拙稿「日清戦争後の天皇制(5)」『岐阜経済大学論集』第4巻, 第2号, 1971年3月, 95ページ, 参照。
- (22) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第7号, 46ページ)。
- (23) 工藤武重『帝国議会史綱』明治篇, 1927年, 711ページ。
- (24) 平塚篤編『続伊藤博文秘録』1929年, 141ページ。
- (25) 尾崎行雄『罌堂回顧録』上巻, 雄鶏社, 1951年, 336ページ。
- (26)(27) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻, 472~3, 474ページ(明治34年12月23・24日)。
- (28) 「桂太郎自伝」巻5(『明治史料』第11号, 26ページ)。『原敬日記』第2巻, 460ページ以下。故阪谷子爵記念事業会『阪谷芳郎伝』1951年, 228ページ。
- (29) 『原敬日記』第2巻, 452ページ以下。
- (30) 小林雄吾編『立憲政友会史』1925年, 133ページ。
- (31)(32) 尾崎行雄, 前掲書, 上巻, 341~2ページ。
- (33) 『安田銀行六十年誌』1940年, 121ページ。
- (34) 沖中恒幸『日本銀行』116ページ。

- 95 『明治財政史』第12巻, 670~1ページ。  
 96 滝沢直七, 前掲書, 676ページ。  
 97 同上, 696, 698ページ。  
 98 「金融市場」『東洋経済新報』第284号, 明治36年10月25日。  
 99 三村君平談「金融の前途」同上。  
 100 「今後の新事業」同上, 第287号, 明治36年11月25日。

### 3 海軍拡張と増租継続

明治35年8月10日, 新選挙法<sup>(1)</sup>による第7回衆議院議員総選挙がおこなわれた。議会開設以来はじめての任期満了による総選挙であった。選挙の結果(第17議会における所属)は, 政友会が376議席のうち191で過半数, 憲政本党95, 壬寅会28, 帝国党17, 同志倶楽部13, 無所属32, であった。この選挙で注目されるのは, 新議員が全体の6割・228名をしめ, 議員構成においても, 新旧世代の交替がみられること, 原敬と加藤高明が, それぞれ盛岡市と高知県郡部から選出されていること, である。

総選挙後, 桂内閣は, 36年度予算の編成にあたり, ひそかに第3期海軍拡張計画を立て, 36年12月で満期となる地租増徴を無期延長して, 海軍拡張の財源に充当しようとしていた。

第3期海軍拡張計画は, 対露戦争を直接の目標として立案された。35年1月に成立した日英同盟は, 日本の大陸政策をして, 対英提携によりロシアの極東政策に対抗する方向に決定づけたが, その交換公文には, 「日本国ハ出来得ヘキ限り極東ノ海上ニ於テ如何ナル第三国ノ海軍ヨリモ優勢ナル海軍ヲ集合シ得ル様ニ維持スルニ努ムルコトヲ弛フスルノ意志ヲ有スルコトナシ」<sup>(2)</sup>と規定されていた。そして5月には, イギリス海相は, 林董駐英公使を通じて海軍拡張を督促してきていた。

海軍は, 日清戦争後, 2回にわたり拡張をおこない, 戦艦4隻をはじめとして各種の艦艇106隻を建造してきたが, さらに, 36年度から11カ年の継続

事業により、総額1億1,500万円を投じて、戦艦3隻(各1万5,000トン)、1等巡洋艦3隻(各1万トン)、2等巡洋艦2隻(各5,000トン)を増強する計画を立てた。しかし、第3期海軍拡張は、たんに「日英同盟の精神を貫徹」<sup>(3)</sup>するために計画されたのではなかった。10月27日、山本海相が閣議に提出した「海軍拡張の議」は、海軍拡張を必要とする理由を、つぎのように説明していた。

「将来ノ趨勢ヲ察スルニ、隣邦ノ事情ハ数年ノ後全ク其趣ヲ異ニスヘク、而シテ想定ノ反対者ハ我ニ二倍スル海軍ヲ以テ任意ノ運動ヲ行ヒ、機運ノ己レニ可ナルヲ利用シテ倍々勢力ヲ扶植シ、終ニ清韓兩國ニ於ケル我權利ト利益トヲ危害セン。是ニ於テ我ハ其權利ヲ主張シ、其利益ヲ保護センカ為メ、勢ヒ彼ニ反抗セサルヲ得サルヘシ。此時ニ當リ、我が実力ニシテ彼ヲ控制スルニ足ラサラシカ、幸ニ平和ヲ維持シ得タリトスルモ、之ガ為メニ隣邦ニ於ケル我ガ利源ハ涸渇シ、我が事業モ亦半途ニシテ沮喪スルニ至ラン。若シ更ニ紛争ノ度ヲ高メ、不幸ニシテ干戈ヲ動カスガ如キコトアランカ、嘗ニ事業ノ戦争開始ト共ニ頓挫スルノミナラス、之ニ加フルニ戦敗ノ慘禍ヲ以テスルニ至ルコトナキヲ保セス、是亦吾人が将来ノ情勢ヲ予想シテ、海軍ノ拡張ヲ<sup>(4)</sup>規画セントスル所以ナリ。」

この山本の建議は、明治28年の意見<sup>(5)</sup>と比較すると、はるかに積極的・攻撃的であり、清韓兩國において帝国主義的權益を伸張し、勢力圏を確保するうえで、ロシアとの衝突を予想し、ロシアを「想定の反対者」として海軍を拡張することを主張していた。山本は、さらに閣議の翌日、天皇に、「海軍ノ経営ニ向テハ就中最大力ヲ傾注セサル可ラサヲ信ス」と上奏し、「帝国国防論」<sup>(6)</sup>を奉呈した。第3期海軍拡張は、「露国の7年計画の実質を量り、其造艦上に於ても、列強が既往に於て踏襲し来りたる例蹤と、露国が其当時施設しつつありし実績とに照らして竣成期を算し、彼我対較して以て我勢力の増進歩合を計画」<sup>(7)</sup>したものであり、さきの意見では暗示的であった仮想敵国は、ここでは明示的になっていた。

この計画は、軍艦製造およびこれにともなう陸上設備費9,986万円、その経常維持費および艦艇補充積立金1,539万円を要するものであった。閣議は、海軍省の計画から将来の維持費・補充費をのぞき、拡張費の各年割額を表示せず、36年度は軍艦製造費 268万円を支出することにし、その財源については、地租増徴を37年度以降に継続し、36年度は軍艦水雷艇補充基金の利子を繰り替えて、拡張費に充当することにした。海軍拡張の必要性について、政府と政党のあいだに根本的な対立はなかった。問題はその財源にあった。すでに、第3回の増税収入は公債支弁事業に振替支出することになっていたり、前議会後、行政整理によって節減した各省経費はわずかに54万円にすぎなかった<sup>(8)</sup>ので、政府としては、海軍拡張の財源は増租の継続にもとめるほかなかった。桂は伊藤の意向を打診して、「侯は之に反対はよもやあるまじ」との心証をえた。しかし、この桂の判断は甘かった。

政友会の地方支部（とくに九州地方）は、つぎつぎと地租増徴継続に反対を決議し、憲政本党も増租反対の態度を明らかにし、「其他の政派団体及び中正の士、亦皆な法律の公約に遵ひ年限の尽くると共に地租を旧率に復するを以て政府の義務と認めたり。即ち地租増徴の継続に反対するは動かすべからざる大多数の輿論<sup>(9)</sup>」となった。増租継続に賛成していたのは帝国党だけであった。このような事態になっても、伊藤はまだ確定した意見をのべていなかった。11月2日、桂首相と曾禰蔵相が、伊藤と井上に36年度予算案を内示して諒解をもとめたときも、伊藤は確答をあたえなかった。彼は、前年の欧米旅行以来、党员から浮き上がった存在となり、政友会の統率に自信を失っていた。このとき、伊藤を説得して増租反対に踏みきらせたのは、原と加藤高明であった。

10月29日、原は大磯に伊藤を訪ねて対議会の意見を聞いたが、伊藤の態度がはっきりしないので、「余の財政整理案の梗概を示して財政整理の後は地租を増徴せざるも或は海軍拡張をなし得べき計算を示したり。伊藤大体異議なし、依て其方向によりて対議会策を定むべき旨を告げ<sup>(10)</sup>」、帰京した。つい

で加藤も、再度伊藤に面会して、「地租継続海軍拡張に付賛成せらるゝも到底議會を通過するの望なく、而して政友会の分裂必然の勢なれば帰する所政府より謝せらるゝにも至らず、徒らに党を少数に陥らしむるに過ぎず、是れ甚だ不得策なり」と説いたところ、伊藤は別に異論を唱えなかつたので、さっそく原を訪問して、「此上は兩人力を合せて伊藤の決心を変ぜしめざること可なり」と話しあつた。11月18日、伊藤は井上と面談したが、その結果は、井上によると、「伊藤目下の財政其当を得ざるに付、現在の財政計画を改革すべしとの主義は至極賛成同意なれども、其巨細即ち如何に之を改革すべきやと云ふに至りては十分の調査なきに付井上専ら之を調査し居るなりと云ふ」ことであつた。その1週間後に、原は西園寺から、「伊藤は此際政局に當るの決心をなしたるが如し」と聞いている。

伊藤の決断に大きな影響をあたえたのは、井上の意見であつた。井上は、海軍拡張そのものについては、つぎのような理由で賛成していた。第1は、日清戦争後、欧米列強がその勢力を東洋に傾注しつつある現状において、「我が邦ニシテ海軍ヲ今日ノ儘ニ放棄シ置クモノトセバ、独リ軍艦ノ漸ヲ追フテ老朽スルニ依テ列後ニ落ルニ至ルノミナラズ、併セテ列國ノ新艦造船ニ依リテ、著シク東洋ニ於ケル武備ノ均勢ヲ失フニ至ルベシ」というにあつた。第2は、「歐羅巴各國ハ往時ニアリテハ商業上ノ紛紜ヨリ外交政策伴隨シ、外交手段ヲ以テ解決セザル場合ニ、海軍力ナルモノヲ必要トセリ。則チ武力ハ最後ニ入用ナリシ。然ルニ今日ハ之ニ異ナリ、海陸軍先導トナリ、商工業者ハ其背後ニ続ケリ」というように、各国の外交政策が変化しているので、「海軍ノ拡張ハ商工業ノ戦争上適宜ノ程度ニ進マシムベキ手段方法ヲ執ラザルヲ得ズ」というにあつた。しかし、地租増徴については、民力の休養と地方財政の強固をはかるため反対を唱え、海軍拡張の期間を15年に延長し、その財源は官業の整理によるべきであるとした。伊藤は井上と協議して意見一致し、伊藤から山県・松方を説くことになった。

伊藤は、「現時の財政紊乱は畢竟元老共同の罪過なり。故に之を矯正する

は亦是れ元老共同の責任なり<sup>(6)</sup>」として、11月24日、京都の無隣庵に山県を訪れ、「事業繰延及行政整理の結果剩し得たる歳入を以て海軍拡張費に充つべしと為し、且つ鉄道電話の拡張、其他不急なる新旧の継続事業は一切之を中止し、努めて正貨の流出を防ぎ、民力の休養を図り、以て経済界の不振を挽回する<sup>(7)</sup>」ことの急務を論いた。ところが、山県は超然たる態度で、「内閣に大臣あり、責任を以て政を執る。吾儕閑人、敢て之れに容喙するは其可を知らず<sup>(8)</sup>」と答えた。伊藤は松方にも面談したが、松方も動こうとしなかった。かくて伊藤は、単独で桂首相に勧告するはかなしとして、12月1日、首相官邸において桂首相・山本海相・曾禰蔵相と会見し、海軍拡張には異議ないが、地租継続には反対である旨を述べた。しかし、反対の理由はかなり弱くなっていた。すなわち、「地租は神戸に於て〔桂が山県から〕承り候とは主意を異にし、農民の耐へ難きものとは思はずと、現下の情勢、殊に総選挙の今年に於ては、実行困難ならんとの意見にて反対せられたり<sup>(9)</sup>」という。桂は、「此の反対のことたる、侯〔伊藤〕の心中には実に苦敷ことにて、政府に一部、政党に一部、花を持たせるの必要上より、実行の六箇敷註文を出されたるものにて、今日の場合、兎角論議は無用、否論には勝ちたれはとて、実行は困難<sup>(10)</sup>」と考えた。そして、「政府は既に諸般の計画を決定したり、今に至りて地租継続案を提出せざることは不可能なり<sup>(11)</sup>」と答えた。桂は、元老であり党首である伊藤の矛盾を見抜いていたのである。

桂は伊藤と衝突しても仕方がないと決心したが、政見の異同を私交に及ぼすべきではないと考え、3日、伊藤を鳥居坂の私邸に訪ねて、その旨を述べたところ、伊藤はこういった。「目下の情勢は実に疑心暗鬼にて、自分と兄と面談するも疑を生して問まるなり。兎に角此儘に行く処迄行き、其上好機もあらば其見出したる方より注意をなさん<sup>(12)</sup>。」これを聞いて桂は、「侯の心中誠に愛すべきものあり。到底周囲の形勢侯をして如意ならしめざるものならん<sup>(13)</sup>」と考えた。鳥居坂邸を辞するにあたり、伊藤が「今夜大隈伯に西園寺の邸にて会合の約あり<sup>(14)</sup>」と漏らしたのを聞いて、桂は「形勢如此に至りては又

如何ともすること能はず。……断然議会を解散して情勢をして一変し善後の策を立つるにしかず<sup>(64)</sup>と決意した。そして6日、山県宛に、「兎に角後進の小子に、国家の元勳に加ふるに大政党の首領大隈伯を以て対抗を受け、実に名誉<sub>無此</sub>-上事に候。武職に於ては屢々戦死の覚悟も致し候得共、政事に於て、如此の強敵に対抗せんとは、世の中は思はざることの起るものと心中快を覚申候心地、御推察<sub>被成</sub>-下度<sub>奉願</sub>-上候」と書き送った。

12月3日夜、加藤高明邸で伊藤と大隈が会見し、いわゆる伊隈提携が成立して、政友会と憲政本党は歩調を合わせて桂内閣にあたることになった。大隈は翌日の憲政本党大会で、「之は多数国民の政治の上に働く者に変化を引起す一の動機となるかも知れぬ<sup>(65)</sup>」と語ったが、伊藤は、必ずしも深意があって大隈と会見したのではなく、桂がいうように、「周囲の形勢」におされて大隈との提携に向ったのであった。当時の新聞はこう伝えている。「此事は久しき以前より加藤氏等の企つる所にして、大隈側の策士殊に熱心なりしも、伊藤側に在ては侯自身は左ほどの望を囑せざるが如くなりし、然るに侯の忠言閣友に聴かれざるを覩て策士は逸すべからざるの機会と為し、加藤氏自ら主人となり急に此会を催し、侯伯をして一堂に相見えしめたるなり」と。

「大隈側の策士」とは憲政本党の大石正巳<sup>(66)</sup>であり、加藤が原と大石のあいだを奔走して、伊隈提携のお膳立てをした。伊藤は、原や加藤が敷いたレールのうえを走るだけであった。そして、加藤を陰で操縦していたのは、かつて松隈提携を画策した三菱の岩崎弥之助であった。以上の経過は、第1に、政局の主導権が藩閥政治家・元老政治家から、政党政治家・後進政治家の手に移りつつあったこと、第2に、陰の演出者である財閥大資本家は、政党政治家・後進政治家を通じて、その要求を政策上に実現しようとしていたこと、第3に、伊藤は、党首として無能であることをいっそう歴然と証明し、それでも党首の地位を維持するためには、当初の意志に反して、専制を制限する役割を自己自身に課さなければならなくなったこと、を示している。

伊藤は、翌4日の政友会大会において、海軍拡張と地租継続問題にたいす

る態度を明らかにし、つぎのように演説した。<sup>(8)</sup>

「今度の海軍拡張に就ては……当局者としての計画は頗る穩当を得たものと認むる、……之に應ずるに地租の継続を以てせんとするが政府の計画である、私は地租の継続を以てせずして宜しく政費を節減して此緊急問題に應ずべしと云ふのである。」「固より今日の三分三厘の地租は人民の疾苦に堪へざるものであることは自分も認めない、……国の必要に依じては農民も亦負担を甘じなければならぬ。」では、なにゆえ地租継続に反対するのか。「此年間に於て輸出入は何うであつたか、輸入は何時でも輸出に超過して居る、輸入超過の結果として正貨は外に流出するの外はない。」今日の要務は、つとめて海外からの輸入にまつべき事業を中止して、貿易の均衡を保つにある。したがって、海軍拡張のように正貨を海外に流出する事業を「10年の長い計画に依つて実行しやうと云ふならば、他の一面に於て海外の品物に待たざれば成功せざる事業を削減して、輸出入の大差なからしむるやう計画をしなければならぬ。」「海外諸国では、或は国庫、或は銀行で正金を貯蓄する手段方法を講じて、其余力を遣さぬの〔で〕ある、又其海外に流出せぬ方法を充分に尽して居る、……而して我日本は何うして居るか、帯紐解いて居るではないか、是れで安心が出来る〔か〕……それで成るべく右等の方法も将来講じなければならぬ、是は独り政府の責のみではない、上下共に其方法を講ずることを怠つてはならぬ。」

つづいて、政友会大会は、つぎのような「第17議会に対する方針要綱」を決議した。<sup>(9)</sup>

第一 政府が実行したりと称する行政及財政の整理は不十分と認む。

第二 政府の財政計画は国家経済と相伴はざるの眞あるを以て、従来既に過大に失したる事業は力めて之を緊縮し、新に企画する事業は十分な財政整理を待て之に着手せんことを望む。

第三 海軍拡張は之を是認すと雖も、他の政費を節約して其財源に充て、且正貨流出の激変を来さざる限りに於て之を遂行せんことを望む。

第四 地租の増徴は既定の期限後に継続するの必要を認めず。

第五 政費膨脹の虞ある議案は之を提出又は賛成せざることを期す。

この日、憲政本党もまた大会を開いて対議會方針を決定し、宣言を発表した。憲政本党の宣言は、総選挙後に三四倶楽部の一部（他は同志倶楽部を結成）が復帰して、党内に軍備緊縮派をかかえていたため、海軍拡張を是認する表現はかなり弱くなっていたが、地租の増徴継続に反対し、行政・財政の整理を急務とする点では、政友会の決議と同一の内容であった。政府と政党の争点は、当初の海軍拡張・地租継続問題から、財政緊縮・事業削減という財政計画の根本問題に発展していた。

伊藤と政友会が、従来の積極主義を一変して消極主義を採用するにいたったのは、恐慌を経験するなかで、いやおうなしに、日本資本主義の構造的矛盾を認識させられたからであった。伊藤は、政友会大会における演説で、「又各国は如何なることをして居るかと一面に調べて見ると、何れの国でも軍備の拡張は素より怠らぬが、其れは多く彼等の自国で出来る物である、英吉利の如きは無論、佛蘭西、独逸の如きもさうである、デ政府の仕事が大きくなる程金が国内に落つるが、日本の如きは実に困まつたもので、政府の仕事が多くなればなる程外国に金が出る、是れ日本の発達<sup>(8)</sup>が其処に至つて居らぬが故に斯の如くなるのである」と指摘した。資本主義発達の程度をこえた過大な軍備拡張は、当面、正貨の流出をもたらして金本位制を崩壊の危機にさらし、ひいては資本主義の発達を阻害するにいたる。経済的後進性の条件のもとでは、軍備拡張と資本主義の発達は、二律背反した課題でありながら、しかも両者は互に他を前提にしなければ実現できないという、矛盾した関係にあったのである。伊藤＝政友会の主張と桂内閣の政策とは、それぞれ、かかる矛盾の一側面を現わすものにほかならなかつた。したがって、海軍拡張と地租増徴継続問題は、当面の争点とはなりえても、それが徹底しておこなわれることは不可能であった。いずれは、政府と政友会の妥協によって解決されるべく運命づけられていたのである。

第17議会は、12月6日に召集された。桂内閣は、歳出総額 2億4,323万円にのぼる36年度予算案とともに、海軍拡張案・地租増徴継続案・鉄道建設案などを提出し、継続費の新設・増額を要求した。政府が要求した36年度以降の継続費は、つぎのとおりであった。

既定継続費のうち変更のないもの	5,530万円
既定継続費のうち増額したものの元額	3,102万円
新規および増額の継続費	7,812万円
海軍拡張継続費	9,986万円
鉄道建設継続費	4,142万円
合計	3億0,572万円

この尨大な継続費要求は、前年の行政整理を帳消しにするばかりでなく、ふたたび金融逼迫をまねき、経済界の不振に拍車をかけるものであった。第17議会において、政憲両党が政府を攻撃する武器は、第1に行政整理にともなう予算問題、第2に海軍拡張にともなう地租増徴継続問題であった。そして、議会と政府との衝突戦は、行政整理問題から開始された。

政憲両党は、行政整理の不備を認めて、予算に大削減をくわえようとした。桂首相は、14日の衆議院予算委員会に出席して、「政府は今後常に両政を整理するを怠らざるべし、然れども経費の点に就ては更に節減すべき余地なし」と答弁し、挑戦的態度をあらわにした<sup>(33)</sup>。これに刺激されて、政憲両党の予算委員は、つぎつぎと政府弾劾の質問を發した。政友会の長谷場純孝は、「今日は唯々両者共に各々信ずる所を以て進まんのみ」と、「政府の宣戦に対する応諾」の態度をとり、憲政本党の大石正巳は、「行政、財政の整理其道を誤る、政費節約を度外に置いて何の整理か是れあらん」、「政府の新事業は失敗に終るを常観とす、故に議会は容易に之に協賛を与ふを許さず」と猛烈に政府を攻撃した<sup>(34)</sup>。これらの質問にたいして桂首相は答弁を拒絶し、曾禰蔵相が代わって答弁に立ち、「尚ほ鬪論を望まば請ふ我が私宅に来れ」と放言して、予算委員の反感を買った<sup>(35)</sup>。

予算委員会は、委員と政府との所見は全然相異なるので、これ以上の議論は無用だとして質問を打ち切り、予算査定の方針を議決して、急施を要しない新要求はすべて削除し、既定費目といえども過大なものは削減することを決定した。かくて議会与政府との衝突戦は地租増徴継続問題に舞台を移し、解散必至の形勢となった。この日、桂は山県宛にこう書いている。「今日の形勢にては、先づ予算は、彼等、如意削減致し候ものと覚悟仕居候。尤も自然解散の場合には、地租案否決のみにては、将来の選挙に於て些か困難を来し候故、彼等の予算に大削減をなし、政府をして政策実行に苦む丈けに成り候はゞ、此点に於て第一、其の上、地租案否決の廉を以て解散をなすときは、名義の上に於ても却て好都合に御座候。切角此の方向に導き居申候。」

12月16日、地租継続案特別委員会が開かれ、即日、3対23の圧倒的多数で同案を否決した。その結果は、大岡育造委員長によって、ただちに本会議に報告された。

委員会が地租継続案を否決した「先づ大なる理由は、政府が財政整理の公約を履行せざること、五箇年と云ふ期限を附して置きながら其約に背くこと、農民の負担の重き事情、それから此案は海軍拡張の費用は必しも地租に依らずとも、政府が財政行政の整理を為し、諸君と共に予算の上に於て節約を加へますれば、優に政府が希望するだけの海軍拡張費は、産出し得るものと確信致した次第である。」「併しそれも国家の危急の場合に於て、余儀ないことが生じたならば、外に如何なる途を求めても致方のないときならば、地租の上に更に課せらるも差支はなからうと思ふ。」

大岡の報告演説がおわると、衆議院本会議は、ただちに議事日程を変更して地租継続案を討議に付し、一挙にこれを否決しようとした。政府に攪乱・懐柔の暇をあたえないためであった。原によると、「此計画は数日前大石と加藤高明宅にて面会せし時に内話し、其後去12日三縁亭の会合にて決定し置きたれども、極めて秘密になし黨員にも知らしめざりし」という。「予算十分に審査の体を装ふて突然に此挙に出たるは、早く地租を決定すること得策

なりと信じた」<sup>(80)</sup>からであった。桂首相は、政憲両党の奇襲に狼狽し、各大臣とともにあわてて議場にかけて、原案を維持すべく弁明的演説をこころみしたが、大勢はすでに決まっていた。憲政本党の大石正巳と政友会の尾崎行雄が反対演説をおこなったのち、討論終結の動議が出ると、20日まで5日間停会の詔勅が下った。

政府は、停会中に、議員を買収して離間誘導を試みたが、政友会と憲政本党は、かえってこれに反撥して結束をかためた。「両党本部及び其院外団体は、敢に議員を監督し、旅行を許さず、密会を許さず、屢々本部に召集して簡閲点呼を行ひ、若し召集に應ぜざる者あらば、或は苟くも形跡の怪むべき者あらば、必らず之を追究し之を探查し、以て其歩武を調へんことを期」<sup>(81)</sup>したので、政府に呼応する者は少なかった。それでも、政友会は19日、党紀違反をもって代議士5名、院外者1名を除名した。政府の議会操縦は失敗におわり、妥協以外に方策はなくなった。

台湾総督児玉源太郎は、停会当日、湯河原滞在中の伊藤を訪問し、政府のために調停の勞をとろうとしたが、伊藤はこれに応じなかった。ついで19日、貴族院議長近衛篤磨は、副議長黒田長成とともに調停を試みたが、これもまた効果はなかった。近衛は、22日、桂に書簡をおくり、このまま解散となれば、「独り地租案の事のみならず政府の経営したる海軍拡張、東洋問題に関する諸経営皆水泡に帰し、国運の伸張を緩りするは勿論、……経済界は終に救ふべからざる迄に沈淪致候事と存候」<sup>(82)</sup>と述べ、地租継続案の撤回を勧告した。20日、議会はさらに27日まで7日間の再停会となった。翌21日、児玉は、桂の意をうけて大磯滄浪閣に伊藤を再訪し、調停を懇請した。伊藤の斡旋により、25日首相官邸において、桂・山本・曾禰の3相と、政友会の松田・原および憲政本党の大石・犬養が会見した。そのさい桂は、地租のうち市街宅地は5分、その他は3分に減率し、生じた欠額は事業繰延べ・政費節減によって補填する、という妥協案を出したが、両党幹部はこれに応じなかった。かくて停会あけの28日、地租継続案の採決に入ろうとしたとき、衆議

院解散の詔勅が発表された。

第17議会は政府と議会との正面衝突に終始したが、両者の対立は、和解の余地がないほどに深刻なものではなかった。日露戦争を直接の目標にした海軍拡張については、政府と政党とのあいだに、当初から根本的な対立はなかったし、その財源をめぐる対立も、もっぱら情勢判断の違いにもとづく、相対的なものにすぎなかった。

憲政本党の院内総理の大石正巳が、地租継続案に反対する理由として強調したのは、つぎの2点であった。

第1、「此地租(如カ)の加きは国家有事の際は必要なる税である。又国の進運に依つては、或は此地租を増徴せんならぬと云ふ必要が、将来愈々生ぜんとする場合に於ては、無論此人民から一其必要を人民に訴へて之を増徴すると云ふことが、後日決してないとは言はれない。幾度かある、幾倍是が増して来るかも知れないと私は思ふ。然るに茲で愈々政府の此増徴継続のやり方の非立憲的になると、其時機の甚だ宜しからざることを強て之を行はんとするならば、其反動や益々強大を加へて来て、遂に之を数年若は数十年経つても、此地租の増徴と云ふものは、我帝国に行はれぬと云ふ一の行掛りを生ずるのである。<sup>(4)</sup>これにたいし、山本海相は「今や此時なり<sup>(4)</sup>」と反論したが、大石は「国民が非常な場合に之を以て国の急務に應ずると云ふ、其財源を永久に失ふと云ふことが来る」<sup>(4)</sup>のを恐れていた。すなわち、政府は、海軍拡張の財源は地租以外にないとしたが、政党は、地租は日露開戦のさいに必要な戦費の財源であるから、今日は民力を休養して、財源の培養につとめるべきだとしたのである。

第2、「此海軍問題と云ふ、余り天下に反対を見ない処の問題に持つて往つて、此地租と云ふのをくつ付ければ、自然海軍問題に対する関係上よりして、反対をなし切れぬと云ふ処に付込んで居るのである。是は頗る当局者が政略上其宜しきを得たりと御考へになるか知らぬが、頗る是は小細工である。又我将来日本国防の問題を弥々不人望に来すと云ふことの点より見れ

ば、如何にも是は私は遺憾千万に感ずる。」大石は、地租怨嗟の聲が軍備擴張にたいする批判に発展するのを恐れたのであるが、そこには、当時ようやく起りつつあった帝国主義批判の聲が影響していたのであろう。ちなみに、幸徳秋水が『二十世紀の怪物帝国主義』を公刊したのは、明治34年4月のことである。

以上の点は、政友会においても変りなかった。政友会はこれまでの積極主義から消極主義に轉換して財政緊縮策をとったが、それは、34年の恐慌を契機に独占の形成にすすみつつあった財界主流の要求でもあった。財政緊縮と軍備擴張とはそれ自体矛盾した要求であり、政府と政友会との対立も、この矛盾に原因していた。すなわち、政府が海軍擴張の財源を地租増徴の継続にもとめて財政緊縮をすてたのにたいし、政友会は、日露戦争のさいの戦費の供給源を培養するために、地租継続に反対して財政緊縮を要求した。しかし、政友会も、結局は第18議会において、海軍擴張のための公債募集を受け入れ、財政緊縮の主張をすてるようになる。

第17議会において、政友会が地租増徴の継続に反対したのは、直接的には、不況下における地主の強い要求が、地方支部を通じて党内に浸透してきたからであった。しかし、より本質的には、資本の国際競争力の弱さを補うための軍備擴張が、当面、正貨の流出をもたらし、金体位制を危機に直面させ、ひいては、資本主義の発展を阻害するにいたるといふ、帝国主義段階における日本資本主義の構造的矛盾に原因があった。12月30日、伊藤は、大磯滄浪閣における演説で、つぎのように述べた。

「今日本国の為にも尤も緊要と認むる所は、成る丈け正貨の流失を予防して国家の信用を高めるやうに勉め、且つ国家の基礎を鞏固にしなければならぬ、……此小康を得たる時に方つて、民力を休養し、人民の富源を増殖することを勉めなければ、イツ何時事が起らぬとも限らぬ。」「而して民力に余裕を存せしむるやうに努めたならば、数年を出でずして民間の経済も回復し、余裕を生ずる様にならぬとも限らぬ、それに従つて事に着手すると云ふやう

にしたならば、上下共に富国の実を挙げ、有事の日<sup>(4)</sup>に当つて之に<sup>(4)</sup>応ずること  
も出来る。夫を謀るのは今日の急務なりと私は観るのである。」

すなわち、伊藤は、正貨の流出を防止し、民間の経済力を培養することによつて、国家の信用力を高め、「有事の日」にそなえることが当面の急務だとしたのである。それは、日露開戦のさいには、無条件で地租増徴と外債募集に応じるといふ予約を政府に与えたに等しかった。このように、桂内閣と伊藤=政友会とのあいだには、政策上の根本的な対立はなかった。第17議会における衝突は、「近く目前事が起らずと云ふ見込<sup>(4)</sup>ある」と考えるか否か、もっぱら情勢認識の相違にもとづくものであった。だからこそ、政友会は、第18議会において、対政府妥協に転じることができたのである。

注 (1) 拙稿「明治33年選挙法改正の政治史的意義」『同明学報』第11号、1964年11月、参照。

(2) 外務省編『日本外交年表並主要文書』文書204ページ。

(3) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻、28ページ。

(4) 故伯爵山本海軍大将伝記編纂会『伯爵山本権兵衛伝』上巻、1938年、512ページ。海軍大臣官房編『山本権兵衛と海軍』原書房、1966年、377ページ。

(5) 拙稿「日清戦争後の天皇制(2)」『岐阜経済大学論集』第2巻、第2号、1969年3月、41ページ、参照。

(6) 『伯爵山本権兵衛伝』上巻、238~9ページ。『山本権兵衛と海軍』505~6ページ。

(7) 海軍大臣官房編『海軍軍備沿革』101ページ。

(8) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第11号、8ページ)。

(9) 工藤武重『帝国議会史』第3篇、1910年、19ページ。

(10) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻続、13ページ。

(11)(12) 同上、15ページ(明治35年11月6日)。

(13) 同上、21ページ(明治35年11月27日)。

(14) 同上、20ページ(明治35年11月25日)。

(15) 「井上馨侯家文書」(井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第5巻、29~30ページ)。

(16)(17)(18) 工藤武重、前掲書、20~1ページ。

(19) 明治35年12月6日付、山県有朋宛桂太郎の手紙(『公爵桂太郎伝』坤巻、43~4

- ページ)。『東京朝日新聞』明治35年12月3日、参照。
- (20) 同上(『公爵桂太郎伝』坤巻, 44ページ)。
- (21) 「桂太郎自伝」巻4(『明治史料』第11号, 9ページ)。
- (22)(23)(24)(25) 同上, 10ページ。
- (26) 『公爵桂太郎伝』坤巻, 46~7ページ。
- (27) 小林雄吾編『立憲政友会史』第1巻, 1925年, 180ページ。
- (28) 『東京朝日新聞』明治35年12月5日。
- (29) 『原敬日記』第2巻編, 15, 22~3ページ(明治35年11月6日, 11月29日)。
- (30)(32) 『立憲政友会史』第1巻, 163~71ページ。
- (31) 『東京朝日新聞』明治35年12月5日。
- (33)(34)(35) 工藤武重, 前掲書, 53~5ページ。
- (36) 『公爵桂太郎伝』坤巻, 60ページ。
- (37) 『大日本帝国議会誌』第5巻, 1872~3ページ。
- (38)(39) 『原敬日記』第2巻続, 32ページ(明治35年12月16日)。
- (40) 工藤武重, 前掲書, 69ページ。
- (41) 霞山会『近衛霞山公』1924年, 125ページ。
- (42) 『大日本帝国議会誌』第5巻, 1875ページ。
- (43) 同上, 1877ページ。
- (44)(45) 同上, 1875ページ。
- (46)(47) 『立憲政友会史』第1巻, 198~9, 202ページ。